

新島村立式根島中学校『いじめ防止基本方針』

I. いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1. 基本理念

いじめは、心理的・物理的攻撃により精神的や肉体的に多大なる苦痛を与える人間として許されない人権侵害である。したがって、本校では全校をあげて、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがない学校作りを行う。その手立てとして、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること、また、日常における生徒の理解を深め、生徒の人間関係において、いじめに発展する問題を早期に解決することを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2. いじめの禁止

生徒は、いじめを行ったり、見過ごしたりしてはならない。

3. 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者の他に、関係者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその対策防止に努める。

II. いじめを防止・根絶するための対策

1. 基本対策

(1) 通常の活動におけるいじめの防止

- ① 弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない校風の醸成に組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③ 保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒会活動を奨励し、支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を目的の一つとして、人権作文などを実施する。

(2) いじめ早期発見のための対策

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、ふれあい月間事前アンケートにいじめに関する項目を組み込み、そのアンケートをもとにスクールカウンセラー、教員による面談を行い生徒の状況把握や定期的な調査を行う。

ア. 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（各学期に1回）

イ. 保護者対象いじめアンケート調査 年1回（12月）※学校評価アンケートと同封

ウ. 「ふれあい月間」における面談を通して教員による生徒からの聞き取り調査 年3回（各学期に1回）

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

ア. スクールカウンセラーと教員の連携とスクールカウンセラーの活用

イ. 学校便り、学年便りやホームページを通じた相談への呼びかけと、関係諸機関との連携

③ いじめ防止等のための研究計画

いじめ防止等の対策に関する校内研修を計画・実施し、職員の資質向上を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が発信した情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送受信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように必要な啓発活動として、教科における情報教育、セーフティー教室、ICT活用講座等を行う。

2. いじめ防止などに関する対策

いじめ防止及び対策を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター兼養護教諭、
スクールカウンセラー、(事案発生時は当該学年を含む)

〈活動〉

- ① いじめ防止に関すること。
- ② いじめ早期発見に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

〈開催〉

各学期、必要に応じて開催とする。

Ⅲ. いじめ発生時の対策と再発防止対策

1. いじめに対する対応

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者、本人と相談の上、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間におけるトラブル防止のために、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するのに必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所管轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ 指導後もいじめが繰り返され、悪質ないじめが継続する場合は、教育委員会と連絡を図り、いじめを行う生徒に、出席停止の措置を講ずる。

2. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、新島村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3. 学校評価（教員向け）における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うため、ふれあい（いじめ防止）強化月間の教員シートも活用しつつ、学校評価の項目にいじめに対する取り組みを適切に評価できるように確認する。